

工 事（ 委 託 ） 設 計 書

様式第2号

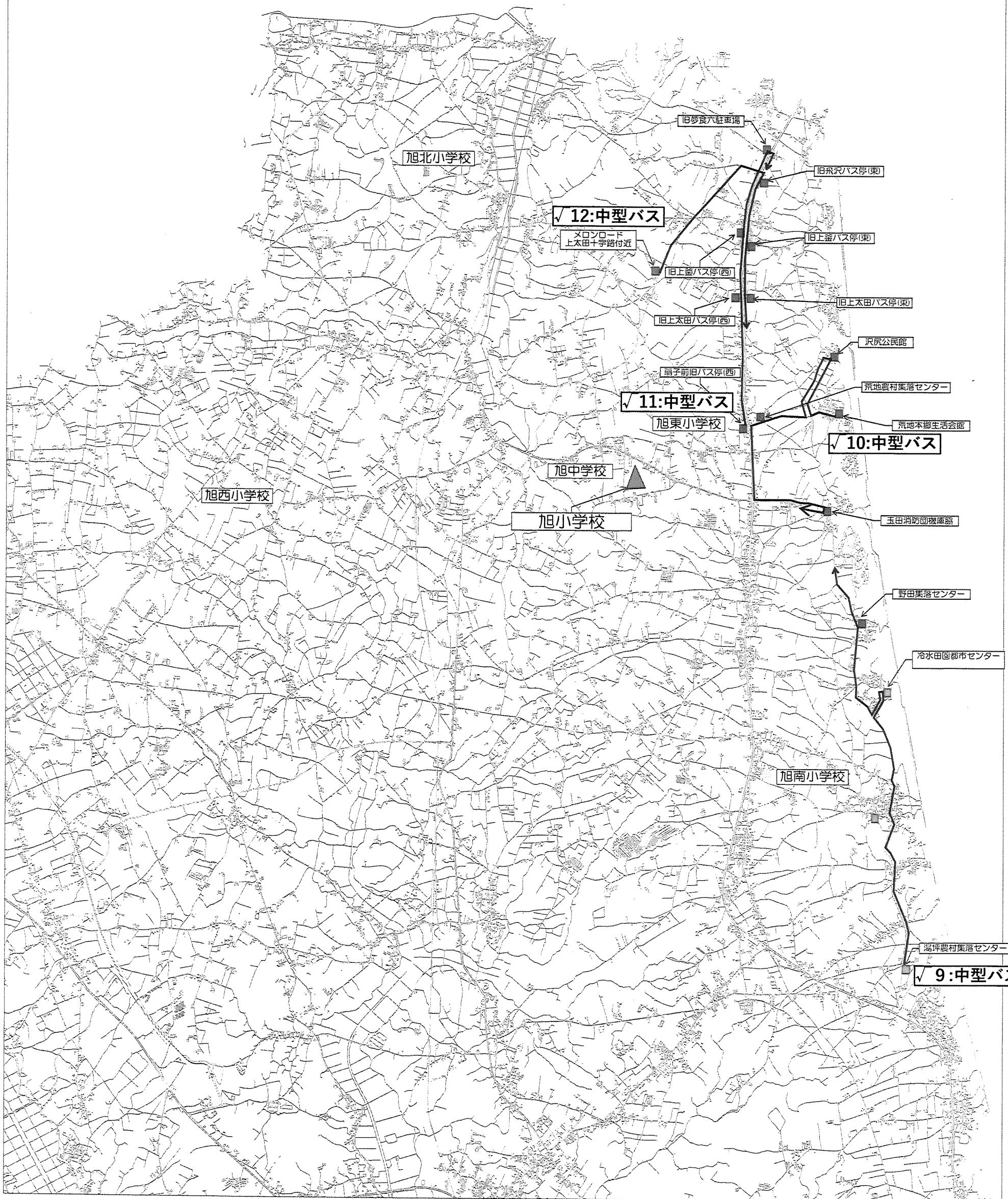
執行年度	市		副市長		部		財政課長		課		室		係		審		設計者	
7	長		長		長				長		長		長		査			
工事番号					工事名	銚田市立旭小学校スクールバス運行業務委託(その3)												
工事場所 又は履行場所				号線 銚田市玉田 地内外 川														
工事（委託）概要	銚田市立旭小学校スクールバス運行業務委託(その3) ルート9 中型バス 1台 ルート10 中型バス 1台 ルート11 中型バス 1台 ルート12 中型バス 1台										施工方法		請負 ・ 直営 ・ 委託					
											施工期間		5 年間					
											保証期間		間					
											起工年月日		令和 年 月 日					
											竣工年月日		令和 年 月 日					
											延期，中止		月 日 ～ 月 日 日間					
											請負人		住所氏名					
					工事（委託）設計書					銚 田 市								
変更 起工 理由																		
費 目		起 工			第 回 変 更			第 回 変 更			増 △減							
請負（委託）に附する額																		
工事（委託）価格																		
消費税及び地方消費税相当額																		
請負（委託）決定額																		
変更工事価格算定基準																		
変更工事価格＝変更積算工事価格×請負比率																		
変更積算工事価格 × 請 負 比 率 = 起工時の請負決定額 起工時の請負に附する額 変更工事価格																		

本 王 事 費 内 誤 書
委 託 費 内 誤 書

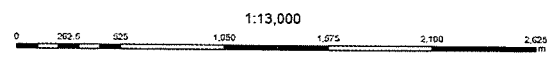
[illegible]

鉾田市立旭小学校 スクールバス乗降場所及びルート図（案）

【凡 例】
→ ……スクールバスルート



表示位置: 中心は 道交 付近。

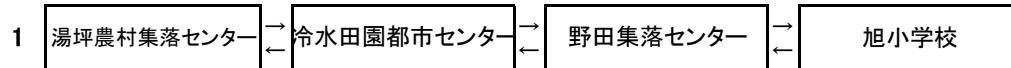


本地図は、地籍図、住宅地図、航空写真または都市計画部が保有しているため、利用での利用が可能です。

スクールバス乗降場所及び運行時間等(旭小学校【令和8年度】)案

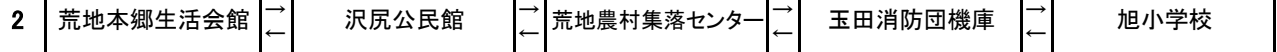
ルート No.	順序	バス乗降場所 (登校)	時間	乗車 人数	順序	バス乗降場所 (下校)	時間			降車 人数
							月曜 1便	火曜～金曜 1便	2便	
9		車庫発	(回送)			車庫発	(回送)	(回送)		
	1	湯坪農村集落センター	7:35	3		学校発	15:00	14:30	15:20	
	2	冷水田園都市センター	7:41	13	1	野田集落センター	15:07	14:37	15:27	11
	3	野田集落センター	7:47	11	2	冷水田園都市センター	15:13	14:43	15:33	13
		学校着	7:58	(降車)	5	湯坪農村集落センター	15:23	14:53	15:43	3
		車庫着	(回送)			学校帰 / 車庫着	(回送)	15:16	(回送)	
	計	7.6 Km(実車距離)	23分	27人	計	22.8 Km(実車距離)	23分	46分	23分	27人
10		車庫発	(回送)			車庫発	(回送)	(回送)		
	1	荒地本郷生活会館	7:35	4		学校発	15:00	14:30	15:20	
	2	沢尻公民館	7:41	8	1	玉田消防団機庫	15:06	14:36	15:26	14
	3	荒地農村集落センター	7:47	7	2	荒地農村集落センター	15:12	14:42	15:32	7
	4	玉田消防団機庫	7:52	14	3	沢尻公民館	15:17	14:47	15:37	8
		学校着	7:54	(降車)	4	荒地本郷生活会館	15:19	14:49	15:39	4
		車庫着	(回送)			学校帰 / 車庫着	(回送)	15:20	(回送)	
計	6.9 Km(実車距離)	19分	33人	計	20.7 Km(実車距離)	19分	38分	19分	33人	
11		車庫発	(回送)			車庫発	(回送)	(回送)		
	1	扇子前旧バス停(西)	7:30	8		学校発	15:00	14:30	15:20	
	2	旧上太田バス停(西)	7:36	2	1	扇子前旧バス停(西)	15:06	14:36	15:26	8
	3	旧上釜バス停(西)	7:42	16	2	旧上太田バス停(西)	15:12	14:42	15:32	2
	4	旧夢食六駐車場	7:48	4	3	旧上釜バス停(西)	15:18	14:48	15:38	16
		学校着	7:54	(降車)	4	旧夢食六駐車場	15:24	14:54	15:44	4
		車庫着	(回送)			学校帰 / 車庫着	(回送)	15:18	(回送)	
計	7.7 Km(実車距離)	24分	30人	計	23.1 Km(実車距離)	24分	48分	24分	30人	
12		車庫発	(回送)			車庫発	(回送)	(回送)		
	1	メロンロード上太田十字路付近	7:35	12		学校発	15:00	14:30	15:20	
	2	旧飛沢バス停(東)	7:39	5	1	メロンロード上太田十字路付近	15:04	14:34	15:24	12
	3	旧上釜バス停(東)	7:43	6	2	旧飛沢バス停(東)	15:08	14:38	15:28	5
	4	旧上太田バス停(東)	7:47	5	3	旧上釜バス停(東)	15:12	14:42	15:32	6
		学校着	7:54	(降車)	4	旧上太田バス停(東)	15:19	14:49	15:39	5
		車庫着	(回送)			学校帰 / 車庫着	(回送)	14:56	(回送)	
計	6.3 Km(実車距離)	19分	28人	計	18.9 Km(実車距離)	19分	38分	19分	28人	

内訳書(その1)



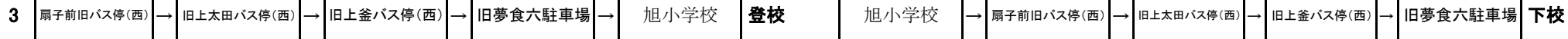
ルート9 中型バス	(1)登校1回 下校2回 ×160日																				
	距離 (km)	登校1回(7:35～)					営業所 (車庫)	下校2回(14:30～, 15:20～)					距 離 合 計	キロ制運賃				年 額 160日(実働)			
		点呼	→	①回送	→	実車		→	②回送	→	②回送	→		実車	→	①回送	→		点呼	数量	単位
					7.6km					22.8km							Km			円	
	合 計 (距離合計：10Km未満は、10Kmに切り上げ)												(改め)	km							
	時間 (分)	登校1回(7:35～)					営業所 (車庫)	下校2回(14:30～, 15:20～)					時 間 合 計	時間制運賃				年 額 160日(実働)			
		点呼	→	①回送	→	実車		→	②回送	→	②回送	→		実車	→	①回送	→		点呼	数量	単位
						23分					69分					60分		時間			円
	合 計 (時間合計：30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ)												(改め)								
(1)合 計 (キロ制運賃＋時間制運賃)																		円			
(2)登校1回 下校1回 ×40日																					
距離 (km)	登校1回(7:35～)					営業所 (車庫)	下校1回(15:00～)					距 離 合 計	キロ制運賃				年 額 40日(実働)				
	点呼	→	①回送	→	実車		→	②回送	→	②回送	→		実車	→	①回送	→		点呼	数量	単位	単価(円)
					7.6km					7.6km							Km			円	
合 計 (距離合計：10Km未満は、10Kmに切り上げ)												(改め)	km								
時間 (分)	登校1回(7:35～)					営業所 (車庫)	下校1回(15:00～)					時 間 合 計	時間制運賃				年 額 40日(実働)				
	点呼	→	①回送	→	実車		→	②回送	→	②回送	→		実車	→	①回送	→		点呼	数量	単位	単価(円)
	60分				23分					23分					60分		時間			円	
合 計 (時間合計：30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ)												(改め)									
(2)合 計 (キロ制運賃＋時間制運賃)																		円			
摘 要		①回送：車庫から最初の乗降場所までの距離及び時間 ②回送：車庫から学校までの距離及び時間																			

(1)+(2)合計	円
5年総額(税抜)	円



ルート10 中型バス	(1) 登校1回 下校2回 × 160日																	
	距離 (km)	登校1回 (7:35～)					営業所 (車庫)	下校2回 (14:30～, 15:20～)					距離 合計	キロ制運賃				年 額 160日(実働)
		点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼	数量		単位	単価(円)	日額(円)		
				6.9km				20.7km			Km			円				
	合 計 (距離合計 : 10Km未満は、10Kmに切り上げ)										(改め)	km						
	時間 (分)	登校1回 (7:35～)					営業所 (車庫)	下校2回 (14:30～, 15:20～)					時間 合計	時間制運賃				年 額 160日(実働)
		点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼	数量		単位	単価(円)	日額(円)		
		60分		19分				67分		60分	時間			円				
	合 計 (時間合計 : 30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ)										(改め)							
	(1) 合 計 (キロ制運賃+時間制運賃)															円		
(2) 登校1回 下校1回 × 40日																		
距離 (km)	登校1回 (7:35～)					営業所 (車庫)	下校1回 (15:00～)					距離 合計	キロ制運賃				年 額 40日(実働)	
	点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼	数量		単位	単価(円)	日額(円)			
			6.9km				6.9km			Km			円					
合 計 (距離合計 : 10Km未満は、10Kmに切り上げ)										(改め)	km							
時間 (分)	登校1回 (7:35～)					営業所 (車庫)	下校1回 (15:00～)					時間 合計	時間制運賃				年 額 40日(実働)	
	点呼	①回送	実車	②回送			②回送	実車	①回送	点呼	数量		単位	単価(円)	日額(円)			
	60分		19分				19分		60分	時間			円					
合 計 (時間合計 : 30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ)										(改め)								
(2) 合 計 (キロ制運賃+時間制運賃)															円			
摘 要	①回送 : 車庫から最初の乗降場所までの距離及び時間 ②回送 : 車庫から学校までの距離及び時間																	

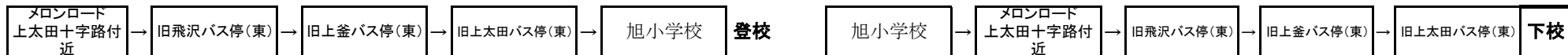
(1)+(2)合計	円
5年総額(税抜)	円



ルート11 中型バス	(1)登校1回 下校2回 ×160日																				
	距離 (km)	登校1回(7:30～)					営業所 (車庫)	下校2回(14:30～, 15:20～)					距 離 合 計	キロ制運賃				年 額 160日(実働)			
		点呼	→	①回送	→	実車		→	②回送	→	実車	→		①回送	→	点呼	数量		単位	単価(円)	日額(円)
						7.7km					23.1km						Km				円
	合 計 (距離合計：10Km未満は、10Kmに切り上げ)												(改め)	km							
	時間 (分)	登校1回(7:30～)					営業所 (車庫)	下校2回(14:30～, 15:20～)					時 間 合 計	時間制運賃				年 額 160日(実働)			
		点呼	→	①回送	→	実車		→	②回送	→	実車	→		①回送	→	点呼	数量		単位	単価(円)	日額(円)
		60分				24分					72分					60分			時間		円
	合 計 (時間合計：30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ)												(改め)			(1)合 計 (キロ制運賃＋時間制運賃)				円	
(2)登校1回 下校1回 ×40日																					
距離 (km)	登校1回(7:30～)					営業所 (車庫)	下校1回(15:00～)					距 離 合 計	キロ制運賃				年 額 40日(実働)				
	点呼	→	①回送	→	実車		→	②回送	→	実車	→		①回送	→	点呼	数量		単位	単価(円)	日額(円)	
					7.7km					9.7km						Km				円	
合 計 (距離合計：10Km未満は、10Kmに切り上げ)												(改め)	km								
時間 (分)	登校1回(7:30～)					営業所 (車庫)	下校1回(15:00～)					時 間 合 計	時間制運賃				年 額 40日(実働)				
	点呼	→	①回送	→	実車		→	②回送	→	実車	→		①回送	→	点呼	数量		単位	単価(円)	日額(円)	
	60分				24分					24分					60分			時間		円	
合 計 (時間合計：30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ)												(改め)			(2)合 計 (キロ制運賃＋時間制運賃)				円		
摘 要	①回送：車庫から最初の乗降場所までの距離及び時間 ②回送：車庫から学校までの距離及び時間																				

(1)+(2)合計	円
5年総額(税抜)	円

4



ルート12 中型バス	(1) 登校1回 下校2回 × 160日																					
	距離 (km)	登校1回(7:35～)					営業所 (車庫)	下校2回(14:30～, 15:20～)					距離 合計	キロ制運賃				年 額 160日(実働)				
		点呼	→	①回送	→	実車		→	②回送	→	②回送	→		実車	→	①回送	→		点呼	数量	単位	単価(円)
					6.3km						18.9km						Km				円	
	合 計 (距離合計: 10Km未満は、10Kmに切り上げ)											(改め)	km									
	時間 (分)	登校1回(7:35～)					営業所 (車庫)	下校2回(14:30～, 15:20～)					時間 合計	時間制運賃				年 額 160日(実働)				
		点呼	→	①回送	→	実車		→	②回送	→	②回送	→		実車	→	①回送	→		点呼	数量	単位	単価(円)
						19分						57分						時間				円
	合 計 (時間合計: 30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ)											(改め)										
													(1) 合 計 (キロ制運賃+時間制運賃)				円					
(2) 登校1回 下校1回 × 40日																						
距離 (km)	登校1回(7:35～)					営業所 (車庫)	下校1回(15:00～)					距離 合計	キロ制運賃				年 額 40日(実働)					
	点呼	→	①回送	→	実車		→	②回送	→	②回送	→		実車	→	①回送	→		点呼	数量	単位	単価(円)	日額(円)
					6.3km						6.3km						Km				円	
合 計 (距離合計: 10Km未満は、10Kmに切り上げ)											(改め)	km										
時間 (分)	登校1回(7:35～)					営業所 (車庫)	下校1回(15:00～)					時間 合計	時間制運賃				年 額 40日(実働)					
	点呼	→	①回送	→	実車		→	②回送	→	②回送	→		実車	→	①回送	→		点呼	数量	単位	単価(円)	日額(円)
					19分						19分						時間				円	
合 計 (時間合計: 30分未満は切り捨て、30以上は1時間に切り上げ)											(改め)											
												(2) 合 計 (キロ制運賃+時間制運賃)				円						
摘 要	①回送: 車庫から最初の乗降場所までの距離及び時間 ②回送: 車庫から学校までの距離及び時間																					

(1)+(2)合計	円
5年総額(税抜)	円

銚田市立旭小学校スクールバス運行業務委託（その３）仕様書

本仕様書は、銚田市立旭小学校スクールバス（以下「スクールバス」という。）運行業務の委託内容について定めるものとする。

1. 業務名

銚田市立旭小学校スクールバス運行業務委託（その３）

2. 履行場所

銚田市 玉田 地内外

3. 委託期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで（５年間）

4. 委託業務の目的

本委託業務は、通学援助の観点から児童生徒の送迎を行い教育の向上を図ることを目的とし、安全かつ効率的な委託業務の実施に努めるものとする。

5. 委託業務の範囲

本委託業務は、契約書、本仕様書、銚田市スクールバス運行に関する条例に基づき、実施しなければならない。

6. 委託業務内容

- ア. 銚田市立旭小学校の児童が授業を要する日(授業日)における通学について、一定の乗降場所から学校まで、また、学校から一定の乗降場所までバスを用いて児童を送迎する。
- イ. スクールバスの運転手については、同一の運転手の配置又は、連携が密にとれる体制を取ること。
- ウ. 受託者は、車両を常時点検し、良好な状態で運行すること。また、関係法令、規則等を遵守し、安全運転に心がけること。
- エ. 乗降時の児童の安全確保並びに運行記録票・利用券により、乗車児童の確認をすること。

7. 運行車両について

ア. 車両について

- ①使用するスクールバスの長さについては、全長 9.0m未満とする。
- ②座席数を中型バスについては原則 37 人以上（補助席は除く）とし、シートベルト（補助席含む）が着用できること。詳細は、教育委員会と協議のうえ決定すること。
- ③エアコンを装備すること。
- ④車両ごとに常に連絡を取り合える装備（無線、携帯電話等）をすること。
- ⑤車内に救急箱設置場所を確保すること。
- ⑥車両については、令和 7 年度中に準備し、試運転を行うこと。

イ. 運行ルートについて

運行する車両は、指定のルート、バス乗降場所での停車及び児童の乗降について、支障なく目的を達成できるものであること。

ウ. 乗車人数について

運行する車両は、乗車児童が一人一座席で全員着席できるものとし、原則シートベルトを着用させること。座席が足りない場合は、補助席を使わせることとするが、この場合、補助席にもシートベルトが備わっている車両とし、シートベルトは児童の安全を確保できる強度であること。

エ. 予備車両について

運行車両は、毎日同一の車両を使用すること。事故等により車両が使用できなくなった場合は、ただちに上記の項目を満たす予備車両を確保することとし、運行できない日があってはならない。また、元車両の早期復旧に努めること。

オ. 衛生面について

受託者は、車内を清潔に保つとともに、救急用医薬品を準備し、救急箱に入れて常時携行すること。また、利用者の車酔いに対応するため、嘔吐用袋を常備すること。

8. 運行日及び年間運行日数

ア. 運行日

運行日は児童の登校日とし、原則土曜・日曜・祝日及び長期休校日を除く毎日とするが、学校行事等による登校日の場合は、土曜・日曜・祝日及び長期休校期間でも運行することとし、行事による振替休業等がある場合は、平日であっても運行しない。

イ. 運行日数

運行日数は5年間で1000日（年間平均200日）とする。また、内訳については登校1便・下校1便の日を200日（年間平均40日）とし、登校1便・下校2便の日を800日（年間平均160日）とする。

年度により運行日数に差はあるが、委託料は毎年度同額とする。

ウ. 運行日数を超過した場合の措置

運行日数が年度当初に示した日数を超過した場合、協議の上年度末に支払いを行うものとする。

9. 運行時間及び運行日程

ア. 標準的な運行時間については、原則学校長が作成する「銚田市スクールバス利用計画書」に従うこととするが、実際の運行状況により計画を変更する場合がある。なお、それに伴い運行時間に変更が生じた場合の費用についてはその都度、教育委員会と受託者で協議する。

イ. 学校の日課や休日の授業参観等により利用計画に変更がある場合は、事前に学校から連絡をするので従うこと。

10. 運行ルート等

ア. 運行ルートは、「銚田市立旭小学校スクールバス運行ルート図」に従うこと。

イ. 道路状況により、運行ルートに変更が生じた場合の費用についてはその都度、教育委員会と受託者で協議する。

ウ. 契約期間中の児童の状況により、乗降場所の増減や運行距離の変更(延長・短縮)等、運行計画に変更が生じた場合の費用についてはその都度、教育委員会と受託者で協議する。

1 1. 緊急時の対応及び事故等の報告及び処理

- ア. 受託者は、事故の場合及び異常気象時等については、旅客自動車運送事業運輸規則に準じて適切な処理を行い、教育委員会及び学校長に連絡すること。
- イ. 自然災害(台風・降雪・地震等)の緊急時には、学校長と協議のうえ、運行の可否等の対応を決めること。この場合、教育委員会には事後報告をすること。
- ウ. 運行中における対人、対物、搭乗者に係る事故の債務は、受託者の債務とする。
- エ. 台風等の災害により、学校が緊急的な授業短縮を行った場合、学校長の要請を受けてから速やかに学校へ到着すること。

1 2. 権利義務譲渡の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は、債務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

1 3. 守秘義務

- ア. 受託者は、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この義務は、契約終了後も継続する。
- イ. 提供する乗車児童の名簿は厳重に管理し、業務終了後は発注者に返却すること。

1 4. 資格要件

道路運送法に規定する「一般貸切旅客自動車運送事業」、「特定旅客自動車運送事業」のいずれかの許可を受けていて、一年以上の実績を有すること。

1 5. 委託料

- ア. 委託料の内訳は、人件費、燃料油脂費、点検費、公課費、車両導入費、車両修繕費、自動車損害賠償責任保険料、任意保険料、道路運送法に係る許認可申請経費及び許認可取得（登録免許税含む）等、その他業務を受託するのに必要な一切の経費及び消費税とする。
- イ. 受託者は自己の責任において対人（無制限）、対物（無制限）、無保険車傷害、搭乗者傷害、その他必要十分な任意保険に加入するものとする。なお、受託者は当該保険証券の写しを教育委員会に提出するものとする。

1 6. 支払い方法

- ア. 受託者は、当該月の業務が完了した時は、実施月の翌月 10 日までに教育委員会に請求するものとする。
- イ. 教育委員会は、当該請求があったときは請求があった日の月末までに業務委託料を支払う。
- ウ. 令和 8 年 4 月から運行ができるよう令和 7 年度中に車両等の準備を行うこととなるが、委託料は月払いとするため、最初の支払いは令和 8 年 5 月とする。
- エ. その他、運行に際し要した緊急の費用については双方協議し、必要に応じ精算する。

1 7. 試運転等

- ア. 受託者は令和 8 年 4 月 1 日までに運行ルートを熟知し、運行に支障をきたさぬよう必ず試運転を行

うこと。

- イ. 受託者は、履行期間以前ではあるが運行開始日までに教育委員会職員、学校関係者、バス利用児童の保護者等及び関係者等を乗車させ、試運転を行うこと。なお、上記の項目の試走に係る一切の費用は受託者負担とする。
- ウ. 教育委員会がスクールバスの運行実態を調査するときは、その調査に対し協力しなければならない。

18. その他事項

- ア. 受託者は国土交通省令で定める「道路運送車両の保安基準」に基づき「スクールバス」の表示をしなければならない。また、バスの行先等を表示し、旭小学校の児童以外は乗車させてはならない。ただし、児童の付き添いの保護者、教育委員会の職員及び学校教職員はこの限りではない。
- イ. 受託者は教育委員会及び学校長の指示に従い、誠意をもって業務を遂行すること。
- ウ. 受託者はスクールバス運行業務遂行時に事故が発生した場合、遅滞なく教育委員会へ報告すること。
- エ. 運行記録簿を備え付けること。また発注者が提出を求めた場合は速やかに提出すること。
- オ. 運行業務終了後は、運行記録票を提出すること。
- カ. 児童に悪影響を与える行為(暴力的な言動、喫煙等)は厳に慎むこと。
- キ. 積雪、路面凍結等の際は、タイヤチェーンを装備のうえ徐行を行う等、安全運行を徹底すること。
- ク. 周囲への騒音に配慮し、出発乗降場所で待機している際は、アイドリングストップをすること。また最終乗降場所においては、児童が降車し安全を確認次第、速やかに車庫に戻ること。
- ケ. その他、仕様に定めのない疑義が生じた場合は双方で協議して決定することとする。